

4月 木曜教室ご案内



(公社)熊本法人会
TEL 353-2555



マイナンバー時代の 給与計算実務と 社会保険手続きの進め方

2015年10月より、マイナンバーの通知が始まり、2016年1月から実際に税や社会保険の手続き等でマイナンバーを記載する場面が始まりました。準備は万全でしょうか。

企業がマイナンバーを取り扱う以上、取得・利用・提供・保管・廃棄に至るまで情報漏えいを防ぐための安全管理措置を徹底させる責務を負っています。

マイナンバーの提供を拒否する従業員がいたらどうしますか？ どんな小さな会社でも必ず発生する給与計算実務と社会保険の手続きは、ミスがあってはならない重要な業務であり、担当者の責任は増すばかりです。

本講座では、マイナンバーに対応した給与計算と社会保険の手続きについて触れながら、給与計算の基本ルールを、演習問題を交えて、基礎から分かりやすく解説いたします。

また、毎年必ずある社会保険の手続き、社会保険料率の変更、関連する法律の改正など、担当者が把握しておかなければならない法改正のポイントも解説いたします。皆さま多数の方々のご受講をお待ち申し上げます。

* 日 時 平成 28年 4 月 1 4 日 (木) 13:30 ~ 16:30

* 場 所 くまもと県民交流館パレア 第 1 会議室 [テトリアくまもとビル(鶴屋百貨店東館9F)]

* 講 師 (株)ベストアビリティ 取締役 竹山 文氏 (社会保険労務士)

* 受講料 無料 (但し、非会員は1名につき4,000円) ※ 満員の場合のみ
折り返しご連絡いたします

事前受付をいたしますので、下記をご記入の上、4/7(木)までにFAXを頂きますようお願いいたします。
準備の都合上、申込期限の厳守にご協力をお願いいたします。

* 講座内容

◆マイナンバー適用のスケジュール

1) マイナンバーを使用する会社の業務

・社会保険関係 ・税金関係

2) マイナンバーを取り扱うときの留意点(企業の責務)

・マイナンバーの取得 ・マイナンバーの保管 他

3) 従業員が入社するとき

・本人確認 ・雇用保険加入手続き 他

4) 従業員が退職するとき

・雇用保険喪失手続き ・社会保険喪失手続き 他

5) 在職中従業員の社会保険の手続き

・労働保険料申告 ・算定基礎届 他

6) 在職中従業員の給与計算

・毎月の給与計算(勤怠、支給、控除) ・賞与計算 他

※ 電卓をご持参下さい。



※ 下記をご記入の上、4/7(木)までにFAXを頂きますようお願いいたします。なお、当日受付にご提出下さい。

申込み先 FAX 353-2556

平成28年 4 月 木曜教室参加申込書/当日出席票				
会社名		TEL		
所在地		FAX		
ご出席者	代表者	経理担当者	人	その他役職員
			人	合計
				人